

東日本大震災に係る上田市の災害支援について

H31.1.1 現在

上田市では、東日本大震災により避難をされた皆様に次のとおり支援を行っています。ご相談は担当課にお問い合わせください。

項目	支援内容	該当要件	問合せ先()	り災証明書の要否
1 災害支援全般について	市の支援の全般的なお問い合わせ		危機管理防災課 21-0123	
2 医療機関での受診・窓口負担について	免除を受けることができる対象者が、医療機関において、保険診療を受ける際は、窓口で保険証(被保険者証)と有効期限が切れていない免除証明書の提示が必要になります。	・東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者であって、国の基準に該当する場合	国保年金課 23-5118	不要
3 児童クラブ (小学生が対象)	児童クラブの一時利用 登録制で平日(下校後)と土曜日(午前8時から)、いずれも午後7時まで利用できます。求職等による一時利用中は利用料は免除となります。就職後は、有料による通常の利用となります。(月に10日以上利用の場合は3,000円、10日未満利用の場合は1日300円)一時利用、通常利用とも、おやつ代が必要となることがあります。土曜日や学校休業日に昼を挟んで利用する場合は、弁当が必要です。 学童保育所の一時利用はありません。	東日本大震災及び長野北部地震に伴い、地震、津波、原発放射線汚染被害を受けた世帯で、保護者が求職等により、昼間、小学生の家庭が留守になる場合	学校教育課 (放課後 こども育成係) 23-5195	不要
4 児童館・児童センター (小学生が対象)	児童館・児童センターの学校からの直接利用等 平日(下校後)と土曜日(午前9時から)、いずれも午後6時まで利用できます。利用の申請が必要で無料です。土曜日や学校休業日に昼を挟んで利用する場合は、弁当が必要です。			
5 小中学校への就学	市内小中学校への転入学及び就学援助に係る相談に応じます。	東日本大震災及び長野北部地震に伴い、地震、津波、原発放射線汚染被害を受けた方	学校教育課 (学校教育担当) 23-5101	不要
6 上下水道料金	・開栓手数料の減免 ・上下水道料金は使用開始した日から1年以内の減免(ただし、5年を限度に延長可)	東日本大震災及び長野北部地震に伴い、地震、津波、原発放射線汚染被害を受けた方で、上下水道の使用者となる者	上下水道局 サービス課 22-1313	要
7 生活相談	生活支援の相談に応じます。		福祉課 23-5372	不要

8	就業相談	履歴書の書き方や面接の心得などの求職支援		雇用促進室 26-6023	不要
		仕事の紹介・あっせん		ハローワーク上田 23-8609	不要
9	国税に関する相談	上田税務署で避難されている方の国税に関する相談を受けています。	・国税の申告の相談 ・還付金の支払時期の問い合わせ	上田税務署 22-1234	不要
10	自動車税に関すること	滅失・損壊した自動車には自動車税は課されません。 取得した自動車の取得税及び自動車税が非課税になります。	震災により滅失・損壊した場合 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合	登録している都道府県の税務課	不要